

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和2年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、その他介護保険に関する法律及び条例に基づき、特定個人情報を用いる下記の事務で使用する。 ①第1号被保険者の介護保険料の賦課・徴収事務 ②資格の管理に関する事務 ③要介護認定者に対する介護給付実績管理 ④認定に関する事務
③システムの名称	MCWEL、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険料ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第九条第1項および別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第五十条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の1,2,3,4,6,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,108,117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第一条、二条、三条、四条、六条、九条、二十五条、三十条、三十二条、三十三条、四十三条、四十四条、四十七条 (情報照会の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の93,94,95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第四十六条、四十七条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢介護支援課
②所属長の役職名	高齢介護支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部高齢介護支援課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部高齢介護支援課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1141

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年8月15日 時点	事後	
平成28年9月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年8月15日 時点	事後	
平成29年7月28日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長	介護障害支援課長 佐野 俊寿	介護障害支援課長 角田 好和	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月15日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月15日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	I 5. 評価実施機関における 担当部署①部署	保健福祉部介護障害支援課	保健福祉部高齢介護支援課	事後	
平成30年8月24日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	介護障害支援課長	高齢介護支援課長	事後	
平成30年8月24日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部介護障害支援課	保健福祉部高齢介護支援課	事後	
平成30年8月24日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部介護障害支援課	保健福祉部高齢介護支援課	事後	
令和1年6月30日	I 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携②法令 上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める命令第一条、二条、三条、四条、 六条、十九条、二十五条、三十条、三十二条、 三十三條、四十三條、四十四條、四十七條 (情報照会の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の93,94 の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める命令第四十六条、四十七條	(情報提供の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の 1,2,3,4,6,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,108,117の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める命令第一条、二条、三条、四条、 六条、十九条、二十五条、三十条、三十二条、 三十三條、四十三條、四十四條、四十七條 (情報照会の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の 93,94,95の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める命令第四十六条、四十七條	事後	

